

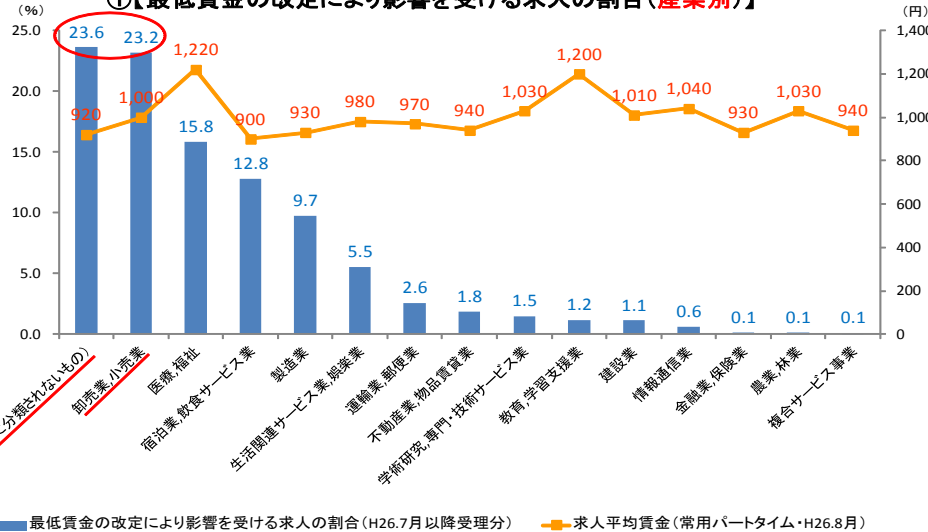
最低賃金の改定に伴うハローワーク求人の賃金について

平成26年10月5日から大阪府最低賃金は**819円から838円に引き上げになります**が、現在のハローワーク求人において改定後の最低賃金額を下回る求人件数の割合は(※) **8.4%**となっており、産業別にみると「**サービス業(他に分類されないもの)**」、職種別においては「**サービスの職業**」が影響を受ける割合が最も高くなっています。
最低賃金を引き上げるにより所得格差の底上げや国民全体の所得も引き上げられ、さらなる景気の好循環が期待されます!

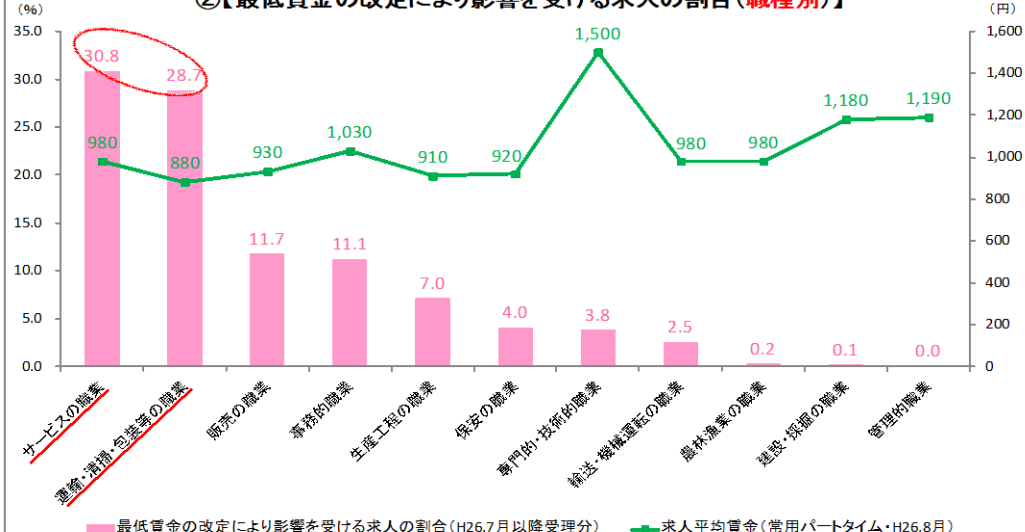
※H26.9.16時点において公開されている求人(H26.7月以降受理分)のうち賃金形態が時間給制で賃金額837円以下の割合を算出

H26.9.29 大阪労働局職業安定部

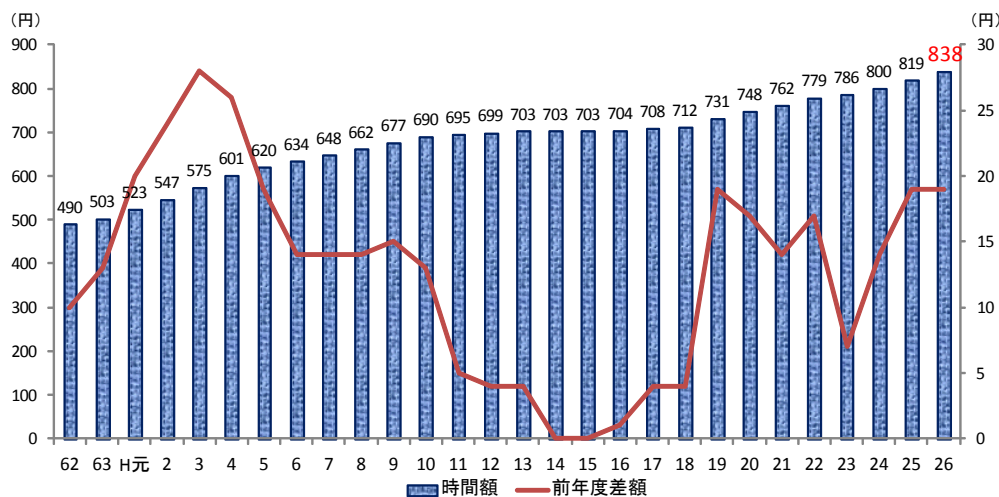
①【最低賃金の改定により影響を受ける求人の割合(産業別)】



②【最低賃金の改定により影響を受ける求人の割合(職種別)】



③【大阪府最低賃金額の推移】



①改定後の最低賃金(838円)を下回るハローワークの求人件数の割合を産業別に見ると、「**サービス業(他に分類されないもの)**」(※)「**卸売業、小売業**」が20%を超え、他の産業と比べて高い割合となっている。

※「サービス業(他に分類されないもの)」: 廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業(建物サービス業、警備業等)

②改定後の最低賃金(838円)を下回るハローワークの求人件数の割合を職種別に見ると、「**サービスの職業**」(※)「**運輸・清掃・包装等の職業**」が約30%と、他の職種に比べて高い割合となっている。

※「サービスの職業」: 家庭生活支援サービスの職業、介護サービスの職業、保健医療サービスの職業、生活衛生サービスの職業、飲食物調理の職業、接客・給仕の職業、居住施設・ビル等の管理の職業、その他のサービスの職業



各ハローワークでは事業主に対し、求人受理窓口や雇用保険の窓口において最低賃金改定の周知を徹底しており、最低賃金改定により賃金額が下回る恐れのある企業に対しては、賃金の引き上げについて指導を実施しています。

もう、チェックした？



大 阪 府

最 低 賃 金

8

3

8

時間額

円

平成26年10月5日から！

※産業によって、特定最低賃金が定められているものがあります。

年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、
すべての労働者に適用されます。

賃金が最低賃金以上になっているか、確認してみましょう。



必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

電話でチェック！

大阪労働局労働基準部賃金課
06-6949-6502

ウェブでチェック！

最低賃金制度

検索

スマホでチェック！



最低賃金未満の労働契約は、無効です。

最低賃金に関するお問い合わせは大阪労働局または最寄りの労働基準監督署へ